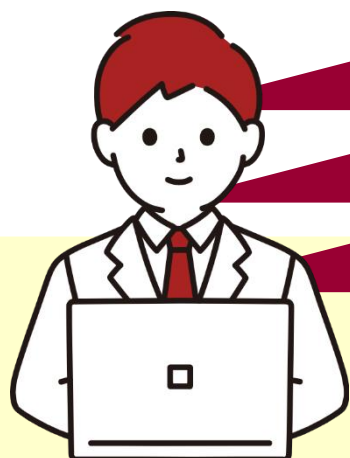


建築物の所有者・管理者の皆様へ

令和5年3月から

特定建築物等の定期報告が

オンラインで可能となりました！



24時間提出可能

窓口への来庁不要

様式の印刷不要

提出方法など詳細はHPをご覧ください

建築物 定期報告

検索



【広島県が所管する以下の市町が対象です】

竹原市, 府中市, 三次市, 庄原市, 大竹市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町,
海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町, 世羅町, 神石高原町

